○財務省令第二十八号

国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十四条の九第六項並びに国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第二十九条第二項第一号ロ及びニの規定に基づき、国税通則法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

国税通則法施行規則の一部を改正する省令

国税通則法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二中「の税務代理権限証書」の下に「（次項において「税務代理権限証書」という。）」を加え、「同項第二号に規定する」を削り、同条に次の一項を加える。

2　法第七十四条の九第六項に規定する財務省令で定める場合は、税務代理権限証書に、当該税務代理権限証書を提出する者を同項の代表する税務代理人として定めた旨の記載がある場合とする。

第十一条の二を第十一条の三とする。

第十一条の次に次の一条を加える。

（納税管理人でなくなる事由等）

第十一条の二　令第二十九条第二項第一号ロ（還付金に係る決定等の期間制限の起算日等）に規定する財務省令で定める事由は、納税管理人が破産手続開始の決定又は後見開始の審判を受けたこととする。

2　令第二十九条第二項第一号ニに規定する財務省令で定める事由は、税務代理人（法第七十四条の九第三項第二号（納税義務者に対する調査の事前通知等）に規定する税務代理人をいう。次条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当することとする。

一　破産手続開始の決定又は後見開始の審判を受けたこと。

二　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第二十六条第一項各号（登録の抹消）のいずれかに該当することとなつたこと。

三　税理士法第四十三条（業務の停止）の規定に該当することとなつたこと、同法第四十五条（脱税相談等をした場合の懲戒）若しくは第四十六条（一般の懲戒）の規定による税理士業務の停止の処分を受けたこと又は同法第四十八条の二十第一項（違法行為等についての処分）の規定による業務の停止を命ぜられたこと。

附　則

この省令は、平成二十七年七月一日から施行する。

○財務省令第二十九号

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第六条の二第六項及び第十一項の規定に基づき、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく租税条約に基づく認定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく租税条約に基づく認定に関する省令の一部を改正する省令

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく租税条約に基づく認定に関する省令（平成十六年財務省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号イ中「居所」の下に「（個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）を有する者にあつては、氏名、国籍、住所又は居所及び個人番号をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）」を削り、同条第四項中「すべて」を「全て」に改める。

第三条第二項第一号中「が法人番号」を「が個人番号を有する非居住者又は法人番号」に、「、名称、本店又は」を「、氏名、国籍、住所若しくは居所及び個人番号又は名称、本店若しくは」に改める。

附　則

1　この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

2　改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく租税条約に基づく認定に関する省令第二条第二項及び第三条第二項の規定は、この省令の施行の日以後に提出する租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第六条の二第六項の申請書又は同条第十一項の書類について適用し、同日前に提出した同条第六項の申請書又は同条第十一項の書類については、なお従前の例による。

○財務省令第三十号

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第百四十八号）の施行に伴い、並びに同令附則、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）、租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）及び租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百六十九号）附則の規定に基づき、並びに同法及び租税特別措置法施行令を実施するため、租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令

（租税特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第二章（第十一条の三第十四項を除く。）中「国内に恒久的施設を有する非居住者」を「恒久的施設を有する外国法人」に改める。

第三条の十七の二第十項中「第十九条の十の四第十項第一号」を「第十九条の十の四第十一項第一号」に改める。

第三条の十八第一項第二号中「所得税法第百六十四条第一項第一号から第三号までに掲げる」を「恒久的施設を有する」に改め、同項第三号中「所得税法第百六十四条第一項第四号に掲げる」を「恒久的施設を有しない」に改め、同項第四号中「法人税法第百四十一条第一号から第三号までに掲げる」を「恒久的施設を有する」に、「同法」を「法人税法」に改め、同条第二項第一号中「法人番号」を「個人番号又は法人番号」に、「名称」を「氏名又は名称」に改め、同条第三項第二号中「法人番号」を「個人番号又は法人番号」に、「有する外国法人」を「有する非居住者又は外国法人」に、「名称」を「氏名又は名称」に改め、同条第七項及び第八項中「第三条第七項」を「第三条第六項」に改め、同条第十項中「法人税法第百四十一条第四号に掲げる」を「恒久的施設を有しない」に、「同法第二条第八号」を「法人税法第二条第八号」に改め、同条第十二項第一号中「法人番号」を「個人番号又は法人番号」に、「名称」を「氏名又は名称」に改め、同条第十六項中「第三条第十五項」を「第三条第十四項」に、「次に掲げるいずれかの」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同項各号を次のように改める。

一　個人番号を有する者　官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの（特定振替機関等の営業所等の長又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等の長に提示する日前六月以内に作成されたものに限る。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号）第十五条に規定する還付された通知カード又は同令第三十二条第一項に規定する還付された個人番号カード

二　法人番号を有する者　次に掲げるいずれかの書類

イ　法人番号通知書（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第三十八条（同令第三十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知に係る書面をいい、外国法人の名称、本店又は主たる事務所の所在地（当該外国法人が第一項第四号に掲げる外国法人である場合にあつては、同号に定める場所。ロ(2)及び次項において同じ。）及び法人番号の記載があるものに限る。ロ(1)において同じ。）で、特定振替機関等の営業所等の長又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等の長に提示する日前六月以内に作成されたもの（当該外国法人が適格外国証券投資信託の受託者である場合にあつては、当該法人番号通知書及びその受託をした各適格外国証券投資信託の金融商品取引法第二条第十項に規定する目論見書又はこれに類するもの）